

# 「公共工事における賃金等確保法」の制定など公共工事における 建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書

建設業の就労者数は全国で630万人にのぼり、全産業の就業者数の10%を占めており、わが国の基幹産業として経済活動と雇用機会の確保に大きく貢献している。

しかしながら、建設業においては元請と下請という重層的な関係のなかで、明確な賃金体系が現在も確保されておらず、加えて不況下に於ける受注競争の激化と近年の公共工事減少のなかで、現在の工事契約が「総価方式」のために施行単価や労務費の引き下げにつながり、建設労働者の生活は不安定なものになっている。

国においては、平成13年4月に「公共工事入札及び契約の適正化の促進に関する法律」が施行され、参議院で「建設労働者の賃金・労働条件の確保が適切に行われるよう努めること」という付帯決議が行われたところである。又諸外国においては、公共工事にかかわる賃金等を確保する法律、いわゆる「公契約法」の制定が当然のごとく進んでいる状況にある。

よって、国においては建設労働者の適正な労働条件を確保するとともに、公共工事における安全や品質を確保するために、次の措置を講ずるよう強く要望する。

## 記

1. 公共工事に於いて、建設労働者の適正な賃金が確保されるよう、「公共工事における賃金確保法」いわゆる「公契約法」を制定すること。
2. 「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の付帯決議に実効のある施策を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年12月21日

山梨県甲斐市議会

・提出先

衆議院議長・参議院議長・内閣総理大臣・総務大臣・厚生労働大臣  
国土交通大臣